

警察庁政策評価研究会

第35回議事録

平成30年6月19日開催

警察庁長官官房総務課

第35回警察庁政策評価研究会

1 日時

平成30年6月19日（火）午後1時29分から午後3時20分までの間

2 場所

警察庁官房会議室

3 出席者

○ 委員（五十音順）

内山 融 東京大学大学院総合文化研究科教授
江尻 良 東海旅客鉄道株式会社執行役員管財部長
木村 光江 首都大学東京大学院社会科学部教授（座長）
野口貴公美 一橋大学大学院法学研究科教授

○ 警察庁

坂井 孝行 政策立案総括審議官
植田 秀人 サイバーセキュリティ・情報化審議官
加藤 晃久 審議官（国際担当）
山岸 直人 審議官（犯罪被害者等施策担当）
小田部耕治 審議官（調整・生活安全局担当）
大賀 眞一 審議官（刑事局・犯罪収益対策担当）
長谷川 豊 審議官（交通局担当）
小島 裕史 審議官（警備局担当）
羽室英太郎 技術審議官
近藤 知尚 総務課長
猪原 誠司 組織犯罪対策企画課長
磯 丈男 総務課警察行政運営企画室長

4 議題

- (1) 国家公安委員会及び警察庁における政策評価に関する基本計画（案）について
- (2) 平成30年度国家公安委員会及び警察庁における政策評価実施計画（案）について
- (3) 平成29年度実績評価書（案）について
- (4) 平成30年度実施施策に係る政策評価の事前分析表（案）について
- (5) 規制の事後評価書（案）について

5 報告事項

平成29年度政策評価実施結果報告書（案）について

(磯警察行政運営企画室長)

それでは、時間前ですが、お揃いですので、第35回警察庁政策評価研究会を始めさせていただきます。

最初に資料の確認をさせていただきます。今回は、卓上のタブレットを使用し、ペーパーレスで行います。縦と横のタブレットがございますが、縦のものには資料5以外の資料が入っており、横のものには、資料5の事前分析表が入っております。

横のものは、スクロールしていただければ、そのまま資料が見られます。縦のものは、タブレットの左下にあるPDFのアイコンを押していただきますとそれぞれの資料がタブで表示されますので、確認したい資料のタブを押していただければと思います。

なお、不具合等がございましたら、こちらで対応いたしますのでよろしく願いいたします。

それでは、研究会を始めさせていただきます。私は、警察庁警察行政運営企画室長の磯と申します。本日司会をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議事に先立ちまして、委員の御紹介をさせていただきます。

まず、首都大学東京大学院社会科学部教授でいらっしゃいます木村委員です。

(木村委員)

木村でございます。よろしくお願いいたします。

(磯警察行政運営企画室長)

東海旅客鉄道株式会社執行役員管財部長でいらっしゃいます江尻委員です。

(江尻委員)

江尻でございます。よろしくお願いいたします。

(磯警察行政運営企画室長)

東京大学大学院総合文化研究科教授でいらっしゃいます内山委員です。

(内山委員)

内山です。よろしくお願い致します。

(磯警察行政運営企画室長)

一橋大学大学院法学研究科教授でいらっしゃいます野口委員です。

(野口委員)

野口でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

(磯警察行政運営企画室長)

ありがとうございます。

次に、政策立案総括審議官の坂井から御挨拶いたします。

(坂井政策立案総括審議官)

政策立案総括審議官の坂井でございます。

本日は、大変お忙しい中、委員の皆様方には本政策評価研究会に御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

御案内のとおり、最近の治安情勢につきましては、刑法犯認知件数等の指標の面では一定の改善がみられるところでございますが、サイバー空間における脅威が深刻化するですとか、あるいは高齢者を標的とした特殊詐欺の被害が深刻化するですとか、まだまだ予断を許さない状況にあると認識しております。

そういった状況を踏まえまして、国家公安委員会、警察庁におきましては、一層の治安の向上に向けまして、重要施策に関する適切、的確な評価の実施、そして、評価結果の政策への適切な反映等に努めているところでございます。

本日は、委員の皆様から忌憚のない御意見を賜りまして、今後、政策評価の一層の充実を図って参りたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

(磯警察行政運営企画室長)

それでは、当庁の出席者を御紹介いたします。

奥から、羽室技術審議官です。

(羽室技術審議官)

羽室です。よろしくお願いいたします。

(磯警察行政運営企画室長)

小島警備局担当審議官です。

(小島審議官)

小島です。よろしくお願いいたします。

(磯警察行政運営企画室長)

大賀刑事局・犯罪収益対策担当審議官です。

(大賀審議官)

大賀です。よろしくお願いいたします。

(磯警察行政運営企画室長)

山岸犯罪被害者等施策担当審議官です。

(山岸審議官)

山岸です。よろしくお願いします。

(磯警察行政運営企画室長)

植田サイバーセキュリティ・情報化審議官です。

(植田サイバーセキュリティ・情報化審議官)

植田でございます。

(磯警察行政運営企画室長)

坂井政策立案総括審議官です。

(坂井政策立案総括審議官)

坂井でございます。

(磯警察行政運営企画室長)

加藤国際担当審議官です。

(加藤審議官)

加藤でございます。よろしくお願いいたします。

(磯警察行政運営企画室長)

小田部調整・生活安全局担当審議官です。

(小田部審議官)

小田部です。よろしくお願いいたします。

(磯警察行政運営企画室長)

長谷川交通局担当審議官です。

(長谷川審議官)

長谷川です。よろしくお願いします。

(磯警察行政運営企画室長)

本日、近藤総務課長も出席予定ですが、現在、国会業務対応中であるため、遅れて出席いたします。

続きまして、当研究会の座長につきましては、事前にいただいた御意見を踏まえ、木村委員にお願いしたいと思いますが、委員の皆様よろしいでしょうか。木村委員よろしいでしょうか。では、ここからは、木村座長に司会をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(木村座長)

木村でございます。

大変僭越ではございますが、御指名ですので、司会進行役を務めさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。座って失礼いたします。

審議に入ります前に、当研究会を一般公開すること及び議事録を公開することの是非について確認させていただきます。

総務省から、各省庁が開催する政策評価に関する有識者会議については、原則として一般公開するとともに、議事録を公表することが求められておりますが、当研究会に関しましては、国の治安に関する事柄を取り扱うなどという特殊性を考慮して、一般公開はせず、議事録、議事要旨は、警察庁のウェブサイト上で公開することにしております。今回も同様の取扱いとしたいと思っておりますので、御了承ください。議事録と議事要旨は、事務局で作成した案を後日皆様に確認させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。それでは、本日の議題に入ります。

まず、議題の1と2について、警察行政運営企画室から説明してください。

(磯警察行政運営企画室長)

それでは、議題の1と2について御説明いたします。

議題1は、「国家公安委員会及び警察庁における政策評価に関する基本計画（案）」についてであります。縦長のタブレットをご覧ください。

基本計画は、国家公安委員会及び警察庁における政策評価の実施に関する方針等を定めるものです。

主な変更点のみ説明をいたします。

1点目は、第1につきまして、これまでの基本計画では計画期間を3か年としておりましたが、頻繁に変更すべき内容がみられないことから、今回は5年としております。今年の4月に遡って開始し、34年度末、つまり35年の3月31日までを期間とすることにしたと思っております。これにより、政策評価の評価期間等が変更されるものではございません。

第9につきましては、これまで年度末に次年度の評価計画を立て、年度中の7月までに前年度の評価をしてまいりました。しかしながら、昨年3月の国家公安委員会において指摘があったことを踏まえまして、今年度からは、これらをまとめて8月までに行うこととしております。昨年度の政策への評価と今年度の方針とを同時に議論することで、議論の結果を政策に活かしていくことを目的としております。

続いて、議題2に入ります。議題2は、「平成30年度国家公安委員会及び警察庁における政策評価実施計画（案）」についてであります。今年度評価書を作成する施策と、翌年度評価する今年度の施策について定めるものであります。

まず、実績評価方式による事後評価についてでございますが、警察庁ではこれまで毎年度全ての施策について評価を行ってきたところ、平成25年に政策評価各府省連絡会議で了承された「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」を踏まえまして、

今後は、政策評価を効率化・重点化することとしたいと考えております。つきましては、今年度は全施策の評価を実施いたしますが、来年度につきましては、基本目標2の業績目標3と4、特殊詐欺と科学技術の活用、基本目標3の組織犯罪対策、基本目標7のサイバー犯罪対策のみ評価することとしたいと考えております。

次に、事業評価方式による事後評価についてであります。今年度は平成20年の暴対法改正について評価し、翌年度は平成20年の銃刀法改正等4法について評価を実施したいと考えております。なお、政策評価のスケジュールが変更になったことを受け、昨年度の実施計画から1年後倒しになっております。

議題1と2の説明は以上となります。

(木村座長)

それでは、議題1及び2について、お気付きの点や御質問等がありましたらお願いいたします。

(内山委員)

よろしいでしょうか。

来年度評価の対象とする施策として、基本目標2の業績目標3と4、基本目標3、基本目標7とありますが、これらを選定した理由について、簡単に教えていただければと思います。

(磯警察行政運営企画室長)

それでは、刑事局から御説明をお願いします。

(大賀審議官)

特殊詐欺につきましては、ここ数年厳しい状況が続いておりまして、色々と対策を講じてはいるのですが、なかなか改善していないという状況がございます。したがって、来年も引き続きしっかりと検証していく必要があると判断して選定したものでございます。

科学技術の活用に関しては、総務課の調整と理解しております。

基本目標3の組織犯罪対策については、暴力団情勢が動いているという状況もございますので、併せて組織犯罪対策全般を来年の評価の対象にと考えております。

(磯警察行政運営企画室長)

サイバーについて、植田審議官、御説明をお願いします。

(植田サイバーセキュリティ・情報化審議官)

サイバーセキュリティにつきましては、御承知のとおり、技術的な問題や犯罪動向も毎年情勢が変化していく可能性が高いということもございますので、毎年チェックしていくことが妥当と考えたものです。

(木村座長)

どうもありがとうございます。内山先生よろしいでしょうか。
他の先生方、いかがでしょうか。

(野口委員)

初心者なので色々と分からないことがありますて、2つほど教えていただければと思います。

まず、基本計画の第12、1の(2)につきまして、政策評価に対する国民の意見を聴取されていると、そして、寄せられた意見については、今後の評価に活かすべく活用し、できる限り回答されているということなのですが、現状として、年間にどのくらいの意見が寄せられているのか、もし数がお分かりであれば教えていただきたいというのが1点目です。

2点目は、実施計画(案)、資料2になりますが、この中で事業評価方式による評価項目というのは、警察庁所管の法律について制定、改正等が行われた時に法律単位で評価をされているようにお見受けしましたが、そういう理解でよろしいのでしょうか。その場合、事業評価の「事業」という言葉の捉え方なのですが、法律に関わらない事業というものは含まれないのでしょうか。法律を執行するには、法律だけではなく、警察庁という行政のレベルで非常に多くの規則や基準、ガイドライン等があると思うのですが、それらも事業評価の対象に含めて評価をされてきたのかという点について教えていただきたいと思います。

(磯警察行政運営企画室長)

1点目につきましては、基本的にメールで意見を受領しているところですが、昨年中において内容のあるものはなかったと記憶しております。

2点目の事業評価の関係につきましては、基本計画第6の3(2)になりますが、国民の権利及び利益に重大な影響を及ぼす規制、租税特別措置等、多額の支出を伴う事業その他国民生活や社会経済に与える影響が大きい政策を中心に行うこととしております。

警察庁の場合は規制の評価がほとんどでありまして、かつては租税の関係もありましたが、今回とこれから予定されているものについては、規制が中心となっております。

(野口委員)

これまでの例では、法律単位ですか。

(磯警察行政運営企画室長)

法律単位です。

(野口委員)

なるほど。政令や省令等、行政規則のレベルで変えた場合も評価するということによ

ろしいのでしょうか。

(磯警察行政運営企画室長)

はい。政令や規則でも国民の権利利益に重大な影響を及ぼすような改正等をした場合は、評価することになります。

(野口委員)

ありがとうございました。

(木村座長)

ありがとうございます。他に先生方から何かありますでしょうか。

(江尻委員)

質問ではないのですが、先程の効率化の観点についてですが、全ての政策を毎年評価するのは大変だと思います。

こうやって目標も精査して、できる限り簡素な、とはいうものの重要なものは毎年評価し、他はモニタリングしていくという方法は、警察行政の実態に適していると思っています。基本計画の計画期間が5か年ということで、この期間何も変えないということではなくて、実態に合わせて議論して、それ自体を毎年見直していくことも必要であると思います。また、できる限り簡素な形で評価をしていくことが最も重要ではないかと思っています。

もう1点は、評価の公表についてですが、私は最初にこの研究会に参加した際、警察白書を読んでも方がたくさんいらっしゃると思って、私自身、愛読とまではいきませんが、読者の1人と自負しております。ホームページや書物では、政策評価の結果を、分かりやすく、全てを均等に提供する必要はなく、重要なことを分かりやすく提供していくということが国民の理解に資するし、自分たちの生活を守っていくという意味で重要なことをやっているということを積極的にPRするチャンネルとして是非使っていたきたいと思います。

(木村座長)

ありがとうございます。他にはよろしいでしょうか。

では先に進ませていただきます。

次に、議題3及び4について、警察行政運営企画室から御説明ください。分量がかなりあるようですので、2回に分けるということでよろしいですか。

では、まず基本目標1から3までについて、室長から御説明お願いいたします。

(磯警察行政運営企画室長)

それでは、基本目標1から3につきまして、御説明させていただきます。

まず、資料3、要旨の1ページをご覧いただきたいと思います。基本目標1「市民生

活の安全と平穩の確保」の業績目標1「総合的な犯罪抑止対策の推進」についてです。重要犯罪、住宅対象侵入犯罪の認知件数は、いずれも過去5年間の平均値を下回りましたが、住宅対象侵入犯罪の減少率が参考指標①に示す刑法犯認知件数の減少率を上回った一方で、重要犯罪の減少率は下回ったことから、重要犯罪は○、住宅対象侵入犯罪は◎と評価しています。総じて相当程度進展ありと評価し、引き続き当該施策を推進していくこととしております。

続きまして、資料5、事前分析表の1ページをご覧くださいと思います。評価書と事前分析表で業績指標が異なっておりますが、これは形式的に整理したもので、実質的な変更ではございません。今後は、参考指標⑤として「SNS及び出会い系サイトの利用に起因する犯罪に遭った児童の数」を追加します。

続きまして、資料3の2ページ、業績目標2「地域警察官による街頭活動及び初動警察活動の強化」についてでございます。刑法犯及び特別法犯の総検挙人員に占める地域警察官による検挙人員の割合は前年度よりやや低下したものの、低下した割合が小さいことから、前年度並みの水準を維持しているとしております。達成状況は○、全体としても○と評価し、引き続き当該施策を推進していくこととしております。今後は、資料5、4ページのとおり、取組の効果を中長期的に評価するため、達成目標を「前年度並み」から「過去5年間の平均並み」に変更し、併せて、初動警察活動の強化の度合いをよりの確に測るため、「緊急配備中における緊急配備の対象となった事件検挙件数の割合」を業績指標に追加しております。

資料3の3ページ、業績目標3「悪質商法等の防止及び環境破壊等の防止」について、悪質商法等の検挙事件数及び検挙人員はいずれも前年から増加しており、業績指標①は◎と評価しております。業績指標②の産業廃棄物事犯の検挙事件数及び検挙人員はいずれも前年から減少していますが、参考指標②の産業廃棄物の不法投棄件数が前年度から8.4%減少しているのに対し、検挙事件数は5.8%減、検挙人員は8.7%減にとどまっていることから、業績指標②の達成状況は○と評価しております。総じて○と評価し、引き続き当該施策を推進していくこととしております。今後は、治安情勢の変化等を踏まえたより適切な目標とするため、資料5の5ページのとおり、各業績指標の達成目標を「前年度並みの水準を維持」から「過去5年間の平均並みの水準を維持」に変更いたします。

資料3の4ページ、基本目標2「犯罪捜査の的確な推進」の業績目標1「重要犯罪・重要窃盗犯の検挙向上」について、重要犯罪及び重要窃盗犯を構成する各罪種・手口の検挙率がすりを除いて過去5年間の平均値を上回り、全体としても上回ったことから、達成状況は○、全体としても○と評価し、引き続き当該施策を推進していくこととしております。

資料3の5ページ、業績目標2「政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化」について、「政治・行政をめぐる構造的不正事案」の検挙事件数は過去5年間の平均値を上回り、「経済的不正事案」の検挙事件数は過去5年間の平均値を下回ったものの、直近3年間で最多となったことから、達成状況は○、全体としても○と評価し、引き続き当該施策を推進していくこととしております。

資料3の6ページ、業績目標3「振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺の捜査活動及び予防活動の強化」について、特殊詐欺の被害総額は前年から減少したものの、認知件数は増加したことから、業績指標①は△と評価しております。また、特殊詐欺の検挙件数及び検挙人員はいずれも過去5年間の平均値を上回ったものの、参考指標①のとおり検挙率が過去5年間の平均値を下回ったことから、達成状況は○と評価しております。特殊詐欺をとりまく情勢はいまだ厳しく、総じて進展が大きくないと評価し、引き続き当該施策を推進していくこととしています。

資料3の7ページ、業績目標4「捜査への科学技術の活用」について、DNA型データベースの活用件数のうち、遺留DNA型記録一致件数は前年度から増加しましたが、被疑者DNA型記録一致件数は前年度から減少しました。とはいえ、刑法犯認知件数が前年度比で約9%減少している中で被疑者DNA型記録一致件数の減少率は約8%にとどまっていることから、達成状況は○、全体としても○と評価し、引き続き当該施策を推進していくこととしております。今後は、「捜査への科学技術の活用」という業績目標に資するため、資料5の13ページのとおり、業績指標として「画像解析件数の増減率」を追加しております。

資料3の8ページ、業績目標5「被疑者取調べの適正化」について、監督対象行為の事案数は前年より減少したものの、いまだ一定の発生があることから○と評価し、引き続き当該施策を推進していくこととしています。今後は、資料5の15ページのとおり、取組の効果を中長期的に評価するため、達成目標を「前年より減少」から「過去5年間の平均値を下回る」に変更しています。

資料3の9ページ、基本目標3「組織犯罪対策の強化」の業績目標1「暴力団等犯罪組織の存立基盤の弱体化」について、暴力団構成員等の数は前年から減少したため、業績指標①は◎と評価しています。業績指標②は、薬物事犯の検挙人員は前年度から増加し、検挙件数は減少しましたが、検挙件数よりも検挙人員に重きをおいていることから、○と評価しています。業績指標③は、麻薬特例法の適用による犯罪収益等の没収額・追徴額は過去5年の平均値を上回ったものの、組織的犯罪処罰法の適用による没収額・追徴額は下回ったことから、△と評価しています。一部の業績指標で目標は達成されなかったものの、総じて○と評価し、引き続き当該施策を推進していくこととしております。

今後は、資料5の16ページのとおり、業績指標①と②について、より適切な目標とするため、前年・前年度との比較ではなく、過去5年間の平均値との比較に変更いたします。また、業績指標③は、1つの事案の規模に大きく左右されるものであり、指標として必ずしも適切ではないことから、参考指標に改めることとします。

資料3の10ページ、業績目標2「国際組織犯罪対策の強化」について、来日外国人による共犯事件の検挙件数を包括罪種別にみると、過去5年間の平均値を上回ったのは知能犯とその他の刑法犯で、それ以外については目標を達成できなかったことから、業績指標①の達成状況は△としております。国際組織犯罪を助長する犯罪インフラ事犯の検挙件数及び検挙人員は、地下銀行及び偽装結婚等が件数・人員ともに過去5年間の平均値を下回った一方、旅券等偽造及び不法就労助長は件数・人員ともに過去5年間の平均値を上回りました。犯罪インフラとしての地下銀行の必要性・重要性の低下がうかがわ

れることに鑑み、地下銀行の指標の重要性が低くなっていることから、業績指標②の達成状況は○と評価しています。さらに、外国人である国外逃亡被疑者等の検挙人員は昨年から大幅に増加し、過去5年間の平均値を上回った一方、処罰人員は下回ったことから、業績指標③は○と評価しています。①から③を総じて○と評価し、引き続き当該施策を推進していくこととしています。今後は、資料5の18ページのとおり、業績指標①について、国際組織犯罪の不正な資金獲得活動を主たる内容としない粗暴犯、風俗犯、その他の刑法犯を指標から除外します。また、業績指標②について、需要が低下している地下銀行を指標から除外いたします。さらに、①、②ともに、過去5年間の「平均値を上回る」のではなく、「平均並みの水準を維持する」に変更いたします。また、業績指標③について、処罰人員は毎年僅少であり、必ずしも適切な指標ではないことから、指標から削除いたします。

前半については以上です。

(木村座長)

どうもありがとうございました。先生方から御質問、御意見あればお願いします。

(内山委員)

基本目標1・業績目標2の「地域警察官による街頭活動及び初動警察活動の強化」についてです。初歩的な、確認的な質問なのですが、そもそも「地域警察官」の定義とは何かということと、もう1つは、地域警察官による検挙人員の割合を指標とすることの意義は何なのかということ、逆に言うと、地域警察官以外の警察官が検挙することと具体的にどう違ってくるのかについて教えていただきたいと思います。

(小田部審議官)

生活安全局担当審議官の小田部でございます。

まず、地域警察官につきましては、交番、駐在所等を拠点とした制服警察官をイメージしていただければ結構かと思います。あとは、パトカーに乗車している警察官です。

地域警察官は、管内を警らしたり、あるいは交番で見張り等をしながら、110番通報があれば指令に基づいて現場に臨場して事案に対処したり、被疑者を検挙したりするわけですが、初動の段階で臨場して検挙するという活動、また、管内をパトロールする中で職務質問等を行うことによって不審者から端緒を見出して検挙するといった活動は、地域警察官の活動の中でも重要であることから、業績指標の中で刑法犯と特別法犯の総検挙人員の中で地域警察官による検挙人員がどのくらいの割合を占めているのかというのを1つの業績指標にしているところでございます。

(内山委員)

これも初歩的な質問なのですが、現行犯逮捕が多いのでしょうか。

(小田部審議官)

現行犯逮捕もありますし、専務警察に引き継いで、専務警察が最終的に逮捕するということがございます。

(木村座長)

内山先生、今の回答でよろしいですか。

では、野口先生お願いします。

(野口委員)

資料3の6ページ、基本目標2、業績目標3の業績指標①について、よく分からないのでそもそもを教えてくださいなと思うのですが、達成状況△というのは厳しいなというのが、素人的な直感的な感想で、表の見方が分からないので教えてくださいなのですが、左のグラフにおいて認知件数は上がっている、これは何を意味しているのかということと、被害総額については下がっているから被害は減っていると右のグラフだけ見ればそう思うのですけれど、評価が△になる理由を教えてくださいなと思います。

(大賀審議官)

認知件数というのは、正に被害届が出た件数であり、警察として特殊詐欺があったと認知できた数となります。暗数もあるので届け出がないと分からないのですけれども、我々としては、かなり高水準で発生していると考えておまして、何とか抑え込もうと色々な対策を執ってきているわけですが、残念ながら、昨年は一昨年と比べて件数としては大きく増加してしまったという状況です。他方、被害額自体は若干減少しております。これは、詐欺1件当たりの被害額が減少したということですので、全体の被害額としても一昨年と比べて少なくなったということがございます。被害額は、例えば、現金手交型のようなものでございますと、多額の現金を1度に渡すため被害額もかさむわけですけれども、ATMでの振込み額の上限を1日当たり50万円や100万円に下げるといような対策を行っていますので、これらの対策によって1件当たりの被害額の減少につながったと考えております。こうしたいろいろな取組によって、被害総額は少し抑え込むことに成功したということでもあります。したがって、我々としては、被害総額についてはある程度の成果があったと考えているのですが、いかんせん認知件数が大幅に増えておりますので、△と評価したところでございます。

(野口委員)

なるほど。暗数という話をお伺いしたのですが、被害届が認知件数だということであると、解釈の仕方なのですが、例えば最近特殊詐欺について皆分かってきて、ヘジタイトせず被害届を出すようになったため、暗数として見えていなかったものが見える化しているというようにとすることはできないのでしょうか。つまり、認知件数がとても増えているように見えるけれども被害総額は減っているという、その差を説明するのに、単に被害届が増えているからだという以外の要因もあるのではないかと思います。暗数は、評価に出てこない数字だと思うのですが、警察行政がいろいろと努力された結果、

特殊詐欺はきちんと報告をして取り締まっていかなければならないというようなことの影響がもしかしたらあるのかもしれないなという気がしたものですから、感想です。達成状況△の理由が分かりましたので、ありがとうございました。

(内山委員)

同じく基本目標2、業績目標3の特殊詐欺の件なのですが、認知件数がものすごく増えていきますので、検挙件数もそれに比例して増えているのは、厳しい言い方かもしれませんが、ある意味当然といえば当然だと思います。もちろん、被害総額が減っているというのは取組の大きな成果だと思うのですが、むしろ、この認知件数と検挙件数の関係を見るには参考指標にある検挙率が大事になってくると思うのですが、検挙件数を業績指標にする方が妥当だということでしょうか。

(大賀審議官)

これはいろいろな考え方があると思いますが、これだけ多く発生して認知しておりますので、やはり多く捕まえるということで、検挙件数、検挙人員を業績指標としております。御指摘の検挙率について、認知が増えれば検挙件数が増えても不思議ではありませんし、逆に認知が減れば検挙件数自体が減っていくということはある程度だと思います。そういう意味では、認知したうちの一定数以上は必ず検挙するという検挙率の方が適切ではないかという御意見も十分理解できるところでございます。

しかし、残念ながら、認知件数がどんどん増えているところですので、基本的にはたくさん検挙し、検挙件数、検挙人員ともに増やしていくということを業績指標としていくところです。今後、若干落ち着いてくるということであれば、検挙率を業績指標とすることも考え得ることではないかと考えております。

(木村座長)

内山先生、よろしいでしょうか。

(内山委員)

はい、結構でございます。

(木村座長)

野口先生の御指摘に関連して、特殊詐欺の認知件数のことなのですが、かなり阻止しているものもあるのではないかと考えていて、認知しているものの中には阻止しているものも入っているという理解でよろしいでしょうか。

(大賀審議官)

阻止しているものもあるかもしれませんが、基本的には被害が発生してしまったものになります。特殊詐欺は、実被害が発生した場合に被害届が出されることが多く、実被害が発生しなかった場合は被害届は結構ですとなることが比較的多いものですから、認

知件数のうちのかなりの割合は実被害が発生しているということになります。

(木村座長)

銀行等に行くと感謝状がありますよね。それには、阻止できましたということが書いてあるので、阻止の状況を指標にできないものかと思ったわけです。野口先生と同じで、私も△という評価は厳しいと思いました。かなり努力されて、一時ものすごく減りましたよね。また増えてしまったということは分析する必要があるかと思いますが、頑張っているという面が表せるような指標はないのかという気がしたわけです。

(大賀審議官)

確かに、金融機関の御協力を得るなどして、窓口で阻止していただいたという例も増えているということは事実です。ただ、実際の被害がかなり増えていますので、このような指標としたところでございます。

(木村座長)

分かりました。すみません、余計なことを申し上げまして。
江尻先生、いかがでしょうか。

(江尻委員)

基本目標2、業績目標4の「捜査への科学技術の活用」について、新しい業績指標として「画像解析件数の増減率」を追加されていますが、これはおそらく画像解析のソフトウェア等を捜査に活用するというので、結構だと思っております。ただ、その前に、警備等もそうですけれど、民間施設等に設置されている防犯カメラについて、捜査に協力といいますか、データの提供等に対する啓蒙や、ネットワークを組んで、ある程度迅速あるいは大量にデータを取得できるようにしておかないと捜査も遅れてしまいますので、アルゴリズム的な技術開発とともに、社会に広くデータを提供してもらう体制を併せて作っていくと、より強力に科学技術を活用できるのではないかと思います。その辺り、民間との協力体制というものはできているのでしょうか。

(大賀審議官)

ドライブレコーダーでありますと、タクシー業界やバス業界等と意見交換をして、場合によっては協定を結ぶなどして御協力いただいております。防犯カメラは千差万別で、個人で設置している方もいますので、そういった方も含めてネットワーク化することはなかなか難しい面がございますが、事業者等とは連絡をさせていただいております。

それから、なるべく早期にデータを回収するという点では、それぞれの警察単位で通常の警察活動を通じて防犯カメラの設置場所を把握して資料化しておき、事件発生時には設置場所に行って御協力いただくということもございます。

(内山委員)

よろしいですか。今の基本目標2、業績目標4の「捜査への科学技術の活用」に関することで、遺留DNA型記録一致件数と被疑者DNA型記録一致件数なのですが、実績評価書本体を見ると、そもそも刑法犯認知件数が減っているのだから被疑者DNA型記録一致件数も減るのは当たり前ではないか、これは指標として妥当なのかと考えていました。そうしたら、今度の事前分析表では刑法犯認知件数の前年度増減比で捉えると修正されていましたので、これは適切な修正だと考えています。

質問なのですが、遺留DNA型記録一致件数と被疑者DNA型記録一致件数が逆の動きをしているのですが、これはどういうことを意味しているのかについて教えていただきたいと思います。

(大賀審議官)

被疑者DNA型記録一致件数については、ある事件で検挙した被疑者のDNA型を採取した際、その者の余罪がどのくらいあるかということで、被疑者のDNA型を事件の発生現場から採取した遺留DNA型と照合するというものです。他方、遺留DNA型記録一致件数というのは、事件の発生現場に遺留されたDNA型を過去に犯罪を犯した被疑者のDNA型と照合して、新たに被疑者を割り出すという手法です。照合のさせ方によってこのような数値になっています。

(内山委員)

事前分析表では、達成目標が刑法犯認知件数の前年度比増減率を上回るということになっていて、被疑者DNA型記録一致件数はそれで良いと思うのですが、遺留DNA型記録一致件数についてはどんどん増加しているので、これは刑法犯認知件数の前年度比増減率と相関してみることに意味があるのでしょうか。もっと言いますと、遺留DNA型記録一致件数は、例えば前年度比又は過去5年間の平均値と比較してみるようにして、被疑者DNA型記録一致件数は刑法犯認知件数との関係でみるとした方が適当ではないかという気もするのですが、そこはどのようなのでしょうか。

(大賀審議官)

遺留DNA型記録一致件数については、犯罪現場に遺留しているものでございますので、認知件数が減れば犯罪現場も減るということでございますから、遺留DNA型として採取される資料も基本的には全体として少なくなってくると考えますと、刑法犯認知件数の増減率と関連させて見た方が良いと考えております。

(内山委員)

同じ基本目標2、業績目標4で、事前分析表で新たに加わった業績指標②の画像解析件数の増減率についてですが、これも大事な点だと思っております。気になるのは、これまでの数値を見ても、画像解析件数の増減率が、例えば26年は+40.7%、29年は+52.7%になり、一方で27年は-22.9%と、年によって上下が激しいですよね。その一方で、刑法犯認知件数については基本的に低下しています。何を言いたいかと申しま

すと、画像解析件数の増減率というのは、かなり特殊な要因に左右されている可能性があつて、俗っぽく申し上げますと、頑張つて努力しても報われないかもしれません。その場合、この指標を目標とすると、かく乱要因によって左右されてしまうことになり、妥当な評価ができないおそれがあるのではないかという気がしました。この画像解析件数の増減というのは、何に左右されているのでしょうか。

(大賀審議官)

おっしゃるように、犯罪発生現場にもよると思います。周辺に画像が入手できるような防犯カメラが比較的多い場所等で犯罪が発生すれば、当然回収できますので、解析の件数も伸びていくということになりますけれど、極端な話、例えば山中等で犯罪が発生した場合は回収できるデータがないため、件数自体が伸びていかないということが一般的にはいえると思います。

(内山委員)

防犯カメラの設置件数との関係ですが、設置件数というのは基本的に増えているのでしょうか。

(大賀審議官)

全て警察で把握しているわけではございませんので、はっきりとは分かりませんが、昨今の社会情勢を踏まえますと、個人や民間事業者においてもかなり設置されてきていますので、おそらく設置件数自体はかなり増えているのではないかと思います。これは、また、繁華街か否かなど環境によって差はあると思いますが、件数的には増えているのではないかと思います。

(内山委員)

少し心配していますのは、これを指標とした場合、来年評価した結果、思つてもみない数字が出てしまったということにならないかということです。

(大賀審議官)

御指摘のところについては、全く分からないわけではございません。科学技術を活用した捜査ということで非常に重要な要素となっているため今回加えたわけですが、御指摘の点も踏まえ、今後状況を見ながら考えていきたいと思つています。

(野口委員)

基本目標2、業績目標5の参考指標③に「外部からの視認等による確認状況」とあり、表を見ると、28年の実視認率が96.1%だったものが29年には目を見張る数字で減っているのですが、これは、取調べ室の外から監督官が目できちんと確認をした割合と読めると思うのですが、これが大きく下がっているのは何か理由があつたのでしょうか。それと、下がっているということは、どう考えればよいのでしょうかという2点です。

よろしく申し上げます。

(大賀審議官)

御指摘のところについてはそのとおりで、監督官又はその補助者が視認をした件数が減っているということです。なぜ減っているのかといいますと、1点は取調べの録音・録画が裁判員裁判対象事件では義務化されるということになっています。これは、来年6月までに施行されるのですが、現在その制度に則った形で試行を行っているところでございまして、録音・録画をしている取調べについては視認する必要もないのではないかということが影響していると考えられます。それから、取調べの際に必ず視認しなければならないのかと言いますと、いつ視認されるか分からないという状況にしておくことが取調べ官の不適切な行為を防止することに役立つということで、必ず午前、午後1回ずつ視認しなければならないということではなく、視認の実質化に取り組んでいるということから数自体が減ったということです。それ自体が問題だとは考えておりません。

(野口委員)

なるほどよく分かりました。ありがとうございます。

(内山委員)

よろしいでしょうか。単なる感想なのですが、基本目標3、業績目標1の「暴力団等犯罪組織の存立基盤の弱体化」についてです。実績評価書本体を見た時、業績指標③の犯罪収益等の没収額・追徴額について、これは予期せぬ要因によって増減するものなので、指標としてふさわしくないのではないかと感じていたら、事前分析表を見ましたら、やはり業績指標ではなく参考指標にすることなので、妥当な修正だと思います。

(木村座長)

基本目標3、業績目標2の「国際組織犯罪対策の強化」についてです。業績指標②の犯罪インフラ事犯について、地下銀行を指標から外すということですが、この理由についてもう少し御説明いただいてもよろしいですか。

(大賀審議官)

地下銀行については、最近の情報通信技術の進展等によって、仮想通貨等を通じた新たな資金移転の形態が出てきておりまして、地下銀行の犯罪インフラとしての重要性、必要性が低下していることから、指標としての重要性が低くなったと考えまして、除いたという状況です。

(木村座長)

送金という手段を使わなくなっているということですね。そうすると、それはサイバーの世界になってしまうのでしょうか。

(大賀審議官)

そういった手法にだいぶ移ってきているのではないかと思います。

(木村座長)

地下銀行のようなことをサイバーの世界でやっているのだとすると、それはどこかに入って、別の部門で把握されることになるのですか。

(植田サイバーセキュリティ・情報化審議官)

指標の中には直接入っていないのですが、今後、例えば仮想通貨や色々な資金の移転というところから出てくる可能性はあります。今のところ、仮想通貨については、銀行での資金送金と同じようにはフォローするということができない状況になっていますので、今後の課題なのかもしれません。

(大賀審議官)

少し補足をいたしますと、普通に送金をすれば手数料が多く発生したり、日数がかかること等が、地下銀行が資金移転の手法となる要因となっておりまして、適法な送金であっても地下銀行に頼るということも無くはなかったわけです。ただ、今はやはりフィンテック（金融テクノロジー）ということで、比較的安い手数料で早期に送金できる方法もかなり出てきていますので、必ずしも違法な収益だけが地下銀行で送られていたわけでもないということです。

(木村座長)

分かりました。ありがとうございます。

他にはよろしいですか。それでは、後半部分の基本目標4から7について、室長から御説明お願いいたします。

(磯警察行政運営企画室長)

それでは基本目標4から説明させていただきます。

資料3の11ページ、基本目標4「安全かつ快適な交通の確保」の業績目標1「歩行者・自転車利用者の安全確保」について、歩行中の交通事故死者数、自転車乗用中の交通事故死者数、歩行中の高齢者の交通事故死者数、自転車関連事故件数が基準値である27年の数を下回った一方、歩行者と自転車との交通事故件数は27年を上回ったことから、業績指標①は○と評価しております。第10次交通安全基本計画に掲げた、平成32年までに「24時間死者数を2,500人以下」、「死傷者数を50万人以下」という目標を達成するには更なる対策が必要であることから、業績目標としては○と評価し、当該施策を引き続き推進していくこととしております。

資料3の12ページ、業績目標2「運転者対策の推進」について、業績指標①は、飲酒運転を除く各項目が基準値を下回ったことから、○と評価しております。業績指標②は、

70歳以上の高齢運転者による交通死亡事故件数が、実数、人口当たりいずれでも基準値を下回ったことから、◎と評価しております。第10次交通安全基本計画に掲げた「平成32年までに24時間死者数を2,500人以下」という目標の達成には更なる対策が必要であることから、業績目標としては○と評価し、当該施策を引き続き推進していくこととしております。

資料3の13ページ、業績目標3「道路交通環境の整備」について、事故危険箇所対策実施箇所における対策により抑止された死傷事故件数の割合は測定中であるものの、信号機の改良等により抑止されていると推計される死傷事故件数が目標値を上回ったことから、業績指標①は◎と評価しています。業績指標②は、信号制御の改良により短縮されていると推計される対策実施箇所の通過時間及び信号制御の改良により抑止されていると推計される二酸化炭素の排出量は目標値を下回ったものの、重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路におけるバリアフリー化の割合は目標値を上回ったことから、○と評価しています。業績指標③の老朽化した信号機数は現在集計中であるものの、6万基を超えることはないことから、◎と評価しています。なお、集計は6月末の完了を予定しています。業績指標④の信号機電源付加装置の整備台数は目標値に満たないものの、目標値の半数を超えていることから○と評価しています。これらを総合して、業績目標3は○と評価し、当該施策を引き続き推進していくこととしております。

資料3の14ページ、基本目標5「国の公安の維持」の業績目標1「重大テロ事案等を含む警備犯罪への的確な対処」について、各種施策の結果、国内における重大テロ事案等の発生はなく、警備対象の安全も凶られたことから、業績指標①は◎と評価しております。また、主要警備対象勢力の違法事案に対する取締りを実施したことから、業績指標②は○と評価しております。この詳細は資料4の41ページを参照していただきたいと思っております。総じて、業績目標1は○と評価し、当該施策を引き続き推進していくこととしております。

資料3の15ページ、業績目標2「災害への的確な対処」について、災害への対処に係る関係機関との合同訓練を的確に実施するとともに、九州北部豪雨の発生時において、被害の最小化に向けた災害警備活動を推進するなどしたことから、業績指標、業績目標いずれも◎と評価し、引き続き推進していくこととなります。

資料3の16ページ、業績目標3「対日有害活動、国際テロ等の未然防止及びこれら事案への的確な対処」について、業績指標①については、国内外の関係機関との情報交換等の連携が強化されたことから、◎と評価しております。業績指標②については、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない事案の真相解明に向けた取組を一層強化するとともに、大量破壊兵器関連物資等の不正輸出事件を検挙したこと等から、○と評価しております。総じて○と評価し、施策は引き続き推進していくこととしております。

資料3の17ページ、基本目標6「犯罪被害者等の支援の充実」の業績目標1「犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実」について、犯罪被害給付制度の平均裁定期間が、第2次犯罪被害者等基本計画中の平均値を下回ったことから、業績指標①は◎と評価しております。また、犯罪被害者等の利用するカウンセリング等心理療法の費用の公費負担制度について、第3次犯罪被害者等基本計画の実施期間中に

全国展開を図る予定であるところ、昨年度予算措置を講じた都道府県数は45で、目標の27を上回ったことから、業績指標②は◎と評価しております。総じて、業績目標1は◎と評価し、施策は引き続き推進していくこととしております。

資料3の18ページ、基本目標7「安心できるIT社会の実現」の業績目標1「サイバーセキュリティの確保とサイバー犯罪・サイバー攻撃の抑止」について、29年度中にJC3等の関係団体や関係省庁等と連携し、情報提供や被害防止対策等を積極的に推進した事例があること等から、業績指標①については、◎と評価しております。また、サイバー攻撃の標的となるおそれのある国内の事業者等との連携強化等により、サイバー攻撃対策を推進した事例があること等から、業績指標②についても◎と評価しております。一方で参考指標②のとおり、サイバー犯罪等に関する相談受理件数が高い水準となったこと、参考指標⑥のとおり、29年中は、標的型メール攻撃の把握件数が過去最多となったこと、参考指標⑧のとおり、サイバー空間の治安を向上させる一層の取組が求められていること等を踏まえ、業績目標1の達成状況は○と評価し、施策は引き続き推進していくこととしております。以上です。

(木村座長)

どうもありがとうございました。ここまで説明のあった内容について、お気付きの点や御質問等がありましたら、お願いします。

(内山委員)

よろしいでしょうか。基本目標4、業績目標3「道路交通環境の整備」についてですが、業績指標①で信号機の改良によって死傷事故件数がどのくらい抑止されているかが計算されています。専門的な興味もあってお伺いするのですが、どういう計算をされているのか教えてください。実績評価書の本体、38ページに信号機の改良等による各種効果ということで、色々データが出ているわけですが、下に「整備前後の死傷事故発生状況について調査し、得られた数値を統計学的に処理したものを云々」とあるのですが、簡単で結構ですので、どういう計算でこの数字を出されたのかを教えてくださいと思います。

(長谷川審議官)

基本的に信号機の改良について、これも色々な方法がありますが、例えばLED化をして少し明るくして見やすくすることで事故が抑止されるケースですとか、あるいは、信号機に直進や右折の矢印信号を補助的に表示して、高度化をしますと言いますか、きめ細かく表示することによって抑止をするということですか、色々なパターンがございますので、それを付けた場合と付けてない場合で一定の推計をいたしまして、その結果として数字が出てくるといった考え方で推計をしているところでございます。

(内山委員)

例えば、付ける前が年間100件で、付けた後が50件だったとしたら、それを統計処理

して算出するということですね。

(長谷川審議官)

はい。それで一定の係数をもって算出するということです。

(内山委員)

はい。分かりました。

(野口委員)

本当に形式的な話なのですが、資料3、18ページの基本目標7、業績目標1について、これまでのやり方があるのかもしれませんが、評価結果は業績指標①も②も◎なのに、全体評価が○になっています。資料3の要旨の凡例を見ると、◎と○の付け方の説明があるのですが、○というのは「一部又は全部の業績目標で目標が達成されなかったとき」とあって、◎は「全ての業績指標で目標が達成されているけれども●にはならない」という使い分けだとすると、この場合○にするのは厳しいのではないかと感じます。まだ色々とターゲットはあるという話ですが、参考指標にある事柄自体は業績指標の評価とは関わらないのではないかと思います。○でよろしいのかどうかというところがあったので、お伺いします。

(植田サイバーセキュリティ・情報化審議官)

そこは色々と難しいところではあるのですが、というのは、サイバーにつきましては、かちっとした業績指標を立てるということが非常に難しいという状況がありまして、かろうじて立てられるものとして、業績指標①の関連事業者との協力ですとか、業績指標②にある攻撃対策の訓練等を挙げている状況でございます。

一方で、参考指標になっている、例えば相談受理件数が減ったからといって、サイバー空間における脅威が無くなったと言えるかというところではないので、やはりこれは参考指標に留まるのだらうと思います。それと、標的型メールにつきましては、これも評価が難しいもので、この増減によって評価するのは無理だらうと考えております。一方で、相談受理件数なり、治安に関する世論調査でインターネット空間に不安があると思っ
ている方が約60%いるというような状況等を全体的に見た時、たとえ業績指標①と②が◎であるとしても、サイバー全体としてサイバー空間の安全が十分に確保されていると判断するのはやはりためらうものがありまして、そこは、一般の方々の感じるところを考えまして、○と評価せざるを得ないというところでもあります。もう少し、皆さんがサイバー空間に対して十分な安全を感じておられるという状況になっていて、各指標も◎であれば自信を持って◎とできるのですが、総合的に考えた時にここで◎というのは、なかなかおこがましいのではないかとこのところではあります。

(野口委員)

評価というのは何のためにするのかと考えると、警察行政は大変難しいとは思うので

すが、一般的な行政評価というのは頑張ったという意味もあって、それと、今のお話ですけれど、サイバー空間での安全安心というのはまだまだやっていかないといけないという話は、一応切り離せる世界が行政評価であるという観点からすると、◎、◎ときているのだから、あまり悲観的にならずに、よくやったけれどこれからも頑張ろうということで、◎もありなのではないかと思ったという感想です。でも、お考えはよく分かりましたので、ありがとうございました。

(内山委員)

今の話に関連して、野口先生は非常に優しかったのですが、私は少し厳しいことを申し上げるかもしれません。業績指標が2つ◎なのに、全体の評価結果が○になるということは、業績指標の立て方をもう少し考えたほうが良いのではないかと思います。特に、量的な指標を立てるのが難しいということもよく分かるのですが、量的指標だと比較的客観的な見方ができる一方、質的な、定性的指標だと、指標自体を見ると◎だけれど全体としては○と、どうしても主観的なものが入ってしまいます。主観的なものを何とか客観化することが政策評価だと思いますので、無い物ねだりをしていることはよく分かっているのですが、何とかならないものかと思っています。

実は来週、公開プロセスでサイバー関係が取り上げられていて、サイバー関連の人材育成という話なのですが、そこでもやはり量的指標をどのようにしたら良いでしょうかというような話をしているので、難しいことだということはよく分かりますし、御担当が違うということもありますけれども、警察庁全体として平仄を考えたほうが良いのではないかと思います。

(植田サイバーセキュリティ・情報化審議官)

その部分は、我々も適当な数的な指標があれば良いと考えているのですが、なかなかそういったものが見つからないというところがありますので、参考指標としていくつか数的なものを挙げさせていただいております。今後、数的な指標が出てくれば、それを指標として使っていくことはやぶさかではないというスタンスでございます。

(木村座長)

他にありませんでしょうか。

(江尻委員)

昨日、大阪で地震がありまして、第一線は現在進行形で対応中であると思いますが、サイバーに絡んで、昨日、確か大阪府警のサイバー担当課から、色々おかしい情報があるので気を付けてくださいと、割と早い段階でツイッターで発信されて、それがメディアで取り上げられて、面白おかしく言う人もいますが、やはり災害時におかしな情報を出したらいけないと、かなり早期に抑止効果があったというふうに聞いています。そういった情報をタイムリーに出せるのは警察の力だと思いますので、是非引き続きやっていただきたいと思っています。熊本地震の時もそういったことがあって、やはり市民生活を

非常に不安に陥れたということがありましたので、是非これからもやっていただきたいということが1点です。

もう1点は、高槻市のホームページは、災害が発生した場合、災害対応用のページに変わって、災害に関する色々な情報がポータルサイトのような形で掲載されるようになっています。状況が刻々と変わっていく中で、そのページを見れば、必要な所へまっすぐアクセスできるという形に変わるということです。やはり、異常時には異常時の情報提供の仕方があると感じておりまして、たまたま今日、こちらに来る前に警察各県のホームページを拝見したのですが、そこまでは対応されていませんでした。色々な自治体が今そのように対応してしまっていて、プッシュ型ではなくてプル型ということで見に行かなくてはならないのですけれども、異常時対応としてやっていただく、表紙だけ変えるだけでも、非常に変わるので、是非御検討いただければと思います。ハード、ソフトの訓練、あるいはスキルを上げるということも必要なのですが、情報提供ということも異常時には役に立つと思いますので、御検討いただければと思います。

(木村座長)

ありがとうございます。今のことに関して、何かあればお願いします。

(小島審議官)

ホームページについてということですが、災害時の情報発信につきましては、現場でも意を用いております。サイバーということからは離れるのですけれども、現場においては各種の見守り活動等を行っています。先程、プッシュ型、プル型という話がありましたが、どちらかといえばプッシュ型というのでしょうか、色々な情報を発信していくことは大変大事だと考えております。

(木村座長)

ありがとうございます。他に何かございますか。よろしいでしょうか。

それでは、後半も終わりましたので、議題5について組織犯罪対策企画課長から御説明をお願いいたします。

(猪原組織犯罪対策企画課長)

組織犯罪対策企画課長の猪原でございます。よろしくをお願いいたします。

資料はタブレットをご覧くださいなのですが、平成20年に行いました暴力団対策法の改正で設けました規制が大きく分けて3点ございます。これの事後評価について御説明させていただきます。

まず、1ページですけれども、暴力的要求行為として規制する行為の追加です。暴力団対策法の基本的な考え方ですが、刑法の恐喝に至らないような巧妙な要求行為を暴力団員がしてきていると、それを切り取って規制しようと、こういった発想で作っております。恐喝等と比べると弱い行為ですから、いきなり罰するというのではなく、まず中止命令を発して、それに従わなければ罰するという流れになっております。

では、「1 事前評価時の想定との比較」をご覧ください。平成20年に致しました改正の内容について1行目に書いてありますが、暴力団員が行政対象暴力をしている実態があったり、自分たちに許可を与えろという行為であったり、あるいは許可申請をしている業者について、行政に対して、あの業者には許可を与えるなというようなことを言ったりと、そういった要求行為を切り取って規制の対象としたということでございます。要件としましては、3行目にありますとおり、主体が指定暴力団員であること、指定暴力団員の威力を示していること、例えば、自分は山口組だと名乗ること等が当たりまして、それと、行政機関に対して許可等をするを要求するというものでございます。例えば、許認可の要求ですとか、入札参入要求ですとか、あるいは公契約の要求ですとか、そういった6つの類型を新たに規制の対象としたものであります。こうした暴力団の要求行為は、規制しておかなければ今後もおそらく発生するでしょうし、規制を取り巻く社会情勢に大きな変化はありませんので、想定外の影響は生じていないと言ってよろしいかと思えます。また、次のパラグラフですけれども、数値目標の設定は行っておりませんし、効果の推計というのは非常に困難なのですが、もしこの規制がなければ、暴力団員が行政機関に対して、許可を与えろということであったり、入札に参加させるなどといった要求行為をするというリスクがあつて業務に支障が生じたでしょうから、それを防ぐことはできたのではないかと考えております。そのようなことから、規制は引き続き必要であると考えております。

続いて、「2 費用、効果及び間接的な影響の把握」についてであります。1行目にご覧のように、暴力団に対して何か金銭的負担や作為義務を課すというものではございません。元々、社会的に不当な行為である行政機関に対する不当要求を規制しているだけですので、暴力団側に負担と言えるような負担は生じていないと考えております。また、第2パラグラフ以下についてですが、これを行うために都道府県公安委員会の事務は確かに発生いたします。しかしながら、この規制が平成20年に新設される前から都道府県公安委員会ではこの種の相談を受けておまして、相談内容に応じてしっかりと対応しておりました。その流れで、新たな命令を出せるようになったということですので、大きく負担が増えたということではないと考えております。第3パラグラフ以降ですけれども、8件の中止命令を出して暴力団員による不当要求を止めさせることができているので、効果を発揮したと言えるのではないかと思います。次のパラグラフについてですが、その効果を金銭価値化することはなかなか難しいのですが、性質上仕方がないのではないかと考えております。

まとめますと、3の「考察」にありますように、この規制の導入によって費用はほとんど生じておりませんし、暴力団員の不当な要求行為を止めさせることができている。また、便益の金銭価値化はできていないのですが、費用がほとんど発生していないということもありますし、今後も費用を上回る便益が発生すると見込んでいることから、規制の継続が妥当ではないかと考えているところでございます。

続きまして、3ページ、2つ目の規制「指定暴力団員による損害賠償請求等の妨害行為の規制」についてでございます。

まず、1の「事前評価時の想定との比較」をご覧いただきたいのですが、第1パラグ

ラフでこの規制の内容を説明しています。一般の方が、指定暴力団員から犯罪の被害を受けた時に被害回復を求めて損害賠償請求をすることがございます。また、御自宅の近くに暴力団事務所があるといったような時、裁判所に対してその暴力団事務所の使用差止めを求めて提訴することがございます。しかし、そういったことをするのが恐いと泣き寝入りにつながりかねないということがございました。そこで、平成20年の改正の内容ですけれども、第1パラグラフの後半となりますが、損害賠償請求をしようとする市民にどういったことが不安ですかと聞きましたら、暴力団員から威迫されるのではないかと、つきまといで嫌がらせをされるのではないかなどについて不安を感じているということでございますので、妨害行為をしている暴力団員に対しては中止命令ですし、先手を打って防止命令を出しましょうということでございます。そうしますと、通常は刑法犯にならない行為である威迫やつきまといであっても、命令違反ということで罰則になりますから、暴力団員に対する抑止効果があると、こういった発想の規定でございます。第2パラグラフ以降については1つ目の規制の説明とほぼ重複するのですが、ベースラインの設定を行っていないので推計値による検証は困難でございます。しかしながら、この規制が導入されていなければ、先程申し上げましたように、市民が生活に不安を抱く、泣き寝入りをするということが考えられますので、この規制は引き続き必要であると考えております。

また、2の「費用、効果及び間接的な影響の把握」については、第1パラグラフにございますように、元々市民に威迫やつきまといをするのは不当な行為でありますし、暴力団員に何らかの金銭的負担や作為義務を課しているものではございませんので、そういった意味での費用というものは生じていないと考えております。また、第2パラグラフでございますけれども、この規制が設けられる前から、警察としては住民の相談に応じてパトロールや刑法に触れる行為の場合は検挙するなどして、できる限りの対応をしておりました。そういった一連のものに加えまして、新たな命令という規制手段を設けたということでございますので、何か全く新しい事務が大量に発生したということではないと考えております。そういった意味で、規制による効果の金銭価値化は困難ですが、効果はあったと認められるのではないかと考えております。

よって、3の「考察」については、費用はほとんど生じておらず、副次的影響もなく、不当な行為の防止に貢献できているということから、金銭価値化は難しいのですけれども規制の継続が妥当ではないかと考えているところでございます。

続きまして、5ページをご覧ください。これが3つ目の柱でございます。規制の名称が「指定暴力団員による対立抗争に係る暴力行為の賞揚等の規制」でございます。これは、名称だけではイメージし難いかと思います。まず、「1 事前評価時の想定との比較」の第1パラグラフ、最初の3行をご覧ください。暴力団員が対立抗争を行う際、いわゆるヒットマンという者がおります。暴力団は、このヒットマンを調達するために、ヒットマンが殺人等の罪を犯して服役した場合は出所した時に、例えば、多額の現金を渡すであったり、物品を提供するといった賞揚・慰労行為をするという慣行がございました。これによって、ヒットマンは、組幹部の関与を自供せず長期の懲役を勤め上げて帰って来るといふ、そうすれば良い思いができるということでござい

まして、それを見た他の組員達が、そうなれるのであれば自分もやろうかという悪循環でまた抗争が発生するという状況がございました。この規制の新設はその点に着目しまして、暴力団の組長等の幹部、そして当該ヒットマンに対して、賞揚・慰労行為をしてはならない、受けてはならないという命令を作ろうというものでございます。第2パラグラフ以下については、前の2つの規制と同じでございます。推計値の検証は非常に難しいというのですが、引き続き本規制は必要ではないかと考えております。

また、2の「費用、効果及び間接的な影響の把握」でございますけれども、第1パラグラフでございますように、そもそもヒットマンに対して金銭等を与えて慰労することによって、後に続くヒットマンが現れるようにするという事は、極めて不当な行為であり不当な構造ですので、そのようなものは保護に値するものではありませんし、また、この規制を設けることによって、金銭的負担、作為義務が生じたということも考えられません。第2パラグラフでございますが、費用の金銭価値化は困難ですが、元々事前評価の際にもそのように想定していますので、特段の乖離はないと考えております。6ページをご覧くださいなのですが、規制を新設した平成20年から29年までに合計150件の防止命令を出しています。そして、防止命令違反で5人を検挙しております。この5人の中には、当時の山口組の上級幹部も含まれております。これによって、暴力団の中で、これからはヒットマンをしても慰労・賞揚してもらえない、慰労・賞揚したら幹部が検挙されてしまうという効果が発現したのではないかと考えております。最近、山口組も分裂抗争をしておりますけれども、殺人事件等の発生が過去の抗争に比べますと格段に減っております。このような状況には、賞揚等の規制もある程度貢献しているのではないかと考えております。最後の2つのパラグラフですけれども、金銭価値化は困難でございますが、当初見込みとの乖離はないと考えております。

3の「考察」については、費用は生じていませんが賞揚・慰労を止めさせることができ、暴力団根絶に非常に資していると考えております。金銭価値化は困難ですが、規制は継続したいと考えております。

私からの説明は、以上でございます。

(木村座長)

どうもありがとうございました。それでは、今の御説明について、お気づきの点や御質問等があればお願いいたします。

(内山委員)

では、よろしいでしょうか。まず、非常に重要な、貴重な分析をされたと思います。本来、規制の評価というものは、事業者の自由な活動に任されている分野を規制するために、費用と便益がどうであるかということを見るのであって、やっつけられないということをやるといふことについて評価しなくてはいけないのかという疑問がありますが、誠実に実施したことは素晴らしいと思います。

また、金銭的に評価できないことを評価することは、やろうと思えばできないことはないと思うのですが、それをやること自体コストがかかりますので、評価自体のコスト

も考えなくてはならないという観点からすると、評価に一生懸命になるあまり、本来の業務がおろそかになるというのは良くないと思います。その上で、専門家の立場として申し上げるならば、1つは、行政費用についての書きぶりの問題かもしれませんが、「それぞれの事案によってかかる時間や要する人員等はまちまちであること等から、その費用を金銭価値化して推計することは困難である」と記載されています。口頭では、新たな事務は生じていないというような説明をされていたと思うのですが、大事なことは、これに関わる警察官の機会費用です。警察官が、この業務がなければできたであろうことができなくなったというのが費用ですので、敢えて金銭価値化するとすれば給与との換算で算出するか、あるいは機会費用として他により効果のある業務ができたかもしれないのにそれができなかったと考えるか、そこはある程度測定することは可能であるかもしれません。しかし、いずれにしても、既存の業務にわずかの作業を加えるだけなので、大きな費用ではないということを強調したほうが分かりやすいのではないかと思います。

それと、効果の把握について、金銭価値化するのは難しいと思いますが、行政機関に対する許認可の要求等に対して8件の中止命令を出したとか、あるいは、2つ目の損害賠償請求等の妨害行為に対しては、29件の防止命令を出したということについて、例えば行政機関の問題であれば、仮に行政機関が暴力団の要求を受け入れてしまった場合にどういった問題が生じるかであったり、競争入札ではない入札が行われてしまった場合、それによって行政にどれだけコストが増えたかであったり、あるいは、損害賠償請求者に対する妨害行為であれば、請求者が仮に暴力団から妨害行為をされた場合、損害賠償がいくらになるのかといった点から、1件当たりについて金銭価値化できないことはないと思うのですが、先程申し上げたとおり、それをやることに大変なコストがかかってしまい、やるだけの意義があるのかという問題が出てきてしまうので、そのバランスをとるのが大事だと思います。

結論としては異義はないのですが、一概に金銭価値化できないとしてしまうことに対しては、政策評価論を研究している者として専門家の観点からすると、どうなのかと思ひまして、とはいえ難しいところもあることは確かです。質問というより感想です。

(木村座長)

ありがとうございます。何かあればお願いします。

(猪原組織犯罪対策企画課長)

御指摘のとおりでございます。そもそもが不当な行為であるため、規制するのは当然であるということです。また、従前から既存の手段を用いて、市民からの相談に応じたり、捜査を行っていたのですが、最後の駄目押しとして本規制が設けられ、コストもかかっていないということです。また、効果の金銭価値化につきましては、1件1件の事例はさることながら、そこからの波及効果といいますか、検挙の情報が暴力団全体に広がりますので、そのようなことも踏まえたと全体像としての金額がなかなか算出し難いということもございます。

(内山委員)

ありがとうございます。私も個人的に、金銭化できない政策効果をいかに金銭化するかについて、海外の事例を含めて勉強しているところです。

(木村座長)

ありがとうございました。他にはいかがですか。

(野口委員)

今の内山先生のお話に尽きるとってお伺いしておりました。このようなフォーマットで評価をなさいということになっているということなのだと思います。事業評価というのは、事前評価と比較をして、費用対効果を見て考察をするということで、フォーマットに合わせるとこのような形になる、誠実に評価枠組みを踏襲されているということだと思います。ただ、そもそも、警察行政の特殊性、これは冒頭にお伺いした点と関わりますが、管轄する個別法単位で行うということが警察行政の特殊性に合わない部分があるのだとも感じ、この点御苦勞されているという感想があります。ただ、評価枠組みを踏襲しなければならないのであるとすると、評価対象は良い法律だと思いますので、それがアピールできるような評価要素を取り上げてはどうだろうかと感じます。

警察法というのは、日本国民の安全安心のためにあるものではないかという観点からの感想です。安全や安心という要素は、金銭価値化が難しいものですが、一般国民の権利利益への影響という点から考えると、間接的ではあるかもしれませんが、体感治安というのでしょうか、安全だな、良い日本になっているなという感覚という面での効果が非常に大きいということ、質的に見せる評価があると良いのではないかと思います。例えば、アンケートを実施して、国民の認識度や法律に対する評価等の方法があり得るのではないかと思います。

続いて質問ですが、行政法的手法論で恐縮なのですが、先ほどの御説明では、法律の仕組みとして、3点の御説明があったと思います。まず、1つ目の仕組みは、中止命令と再発防止命令という2つの命令がありますが、今のところ、再発防止命令は発していないということですか。

(猪原組織犯罪対策企画課長)

はい。

(野口委員)

2つ目の仕組みは、防止命令は発したけれども、中止命令は発していないということですね。

(猪原組織犯罪対策企画課長)

はい。

(野口委員)

3つ目のケースは、防止命令を発しただけではなくて、5人を検挙しているということで、それ自体も全く金銭的な価値というわけではないのですが、政策の評価となる要素なのではないかという気もします。つまり、1つ目の規制でいうと、再発防止命令に至らない段階で抑えるという、よくできている仕組みだという評価になるのではないかと、行政法の仕組みとして見た場合の評価というものはあるのではないかという感想です。ありがとうございました。

(猪原組織犯罪対策企画課長)

御指摘のとおり、基本的に理想としますのは、中止命令を発することによって要求行為が止み、再発防止命令には至らないということでございます。一方で、現場に対しては、中止命令で終わったと安心することのないよう、再発防止命令に該当するような事態になっているおそれもあるためしっかり把握するようにと指導して、再発防止命令の活用を促進しております。そのように、ある意味、相反するベクトルで対応しているところがございます。また、損害賠償請求等の妨害行為に対する防止命令でございますが、実際に自宅周辺等をうろつかれたり、威迫されたりする前に、先手を打って防止命令を発するという原則としておりまして、現場はこの考えに沿って対応しているものと思います。そうは言っても、妨害行為を受けるということもございますので、その際は中止命令を発することになりますので、まさに御指摘のとおりです。

(野口委員)

ありがとうございました。よく分かりました。

(木村座長)

よろしいでしょうか。それでは、議題5は以上とさせていただきます。
議論は以上でございますので、司会は室長に戻したいと思います。

(磯警察行政運営企画室長)

ありがとうございました。

最後に、資料8は、平成29年度中に国家公安委員会及び警察庁が行った政策評価の実施結果及びその施策への反映状況を取りまとめた資料です。前回までの研究会で御議論いただいた評価書に基づく記述、あるいは予算要求等の事実に基づく記述で構成されておりますので、報告事項とさせていただきます。

これで一連の議事を終了いたします。

以上で、第35回政策評価研究会を終了させていただきます。

本日は、御多忙中の中御出席いただきまして、誠にありがとうございました。